

2015年12月9日(水)

瀧川ゼミ

担当：篠原、谷川、中山、前沢

家族、積みすぎた方舟

—ポスト平等主義のフェミニズム法理論

マーサ・アルバートソン ファインマン (著), Martha Albertson Fineman (原著)

上野 千鶴子 (翻訳), 穂田 信子 (翻訳), 速水 葉子 (翻訳)

第一部

●第1章 問題としての家族

【「家族」に関する伝統的思考への疑問】

伝統的思考とは…

家族を構成する支配的要素＝性的な親密性＝婚姻

- ◆ 現在の法制度は、性的絆に基づく「伝統的家族」を「自然で」「望ましい」とし、これを前提としている
 - その他の家族形態は欠陥があり、逸脱している
- ◆ ケアやケアの担い手が正しく評価されていない
- ◆ 家父長制のイデオロギー的要素が根強く残っている



むしろ、

世代を超えた性的でない親密性に基づく家族形態を中心に社会政策や法規をつくるべき

●第2章 法、イデオロギー、フェミニズム法理論の視角

——想像力の限界

➤ ここでは社会変革の際に付きまとう障害について述べている。

【法の限界】

- ◆ 法とは社会の支配的価値観の反映である
 - ・ 法は不公平な社会を改革するために操作できる道具のような、また社会の圧力から独立した何かであるように語られていることを指摘。
 - ・ さらに法理上の改革が達成されても解釈する人々が旧態ならば意味を成さない。

◆ 法理論における分類の限界

- ・ 分類は一種の政治的行為であり、よって固定観念の影響が避けられない。
- ・ 「法改革」に加担することは既存の社会規範の追認であり、社会変革の道具にはなり得ない。

【家父長制イデオロギーによる制約】

家父長制とは…

「家族における女性と子どもに対する男性支配の顕在化ならびに制度化、および男性による女性支配を一般社会にまで拡張したもの」(ゲルダ・ラーナーの引用)

- ◆ 融通無碍で根強く、私たちの生涯に渡って、ジェンダー化構造を押し付けている
- ◆ 性関係を法が聖別した婚姻こそが重要で一義的な家族の形態であることを前提とし、男性の存在を本質的優越的とする
- ◆ フェミニズム法理論を制約してきた
 - 「家族」は議論の中心から外されて位置付けられ、その関心はセクシュアリティと暴力に限られてきた



フェミニズム法理論の多くが、
家族、特に母性という制度の重要性と中心性を見落としてきた

●第3章 文脈における性差

——フェミニズム法理論とジェンダー化された生活

- 「差異をどう扱うか」について述べている

処遇の平等を求める立場

差異の存在を無視または、重要でないと主張する
同化・平等を良しとする

差異を認める立場 = ポスト平等主義

同化の限界を指摘し、単純な平等パラダイムからの脱却を目指す
※ファインマンはこの立場辞任していると述べている

- 差異に対しどのような法的配慮が与えられ、なぜ正統化され得るのか述べるため、
「ジェンダー化された生活」という概念を展開する
「ジェンダー化された生活」とは…
女性が集団としてこの社会で現実遭遇する、またはする可能性がある状況を指す用語である。

つまり、経験する出来事が同じでも、その意味はジェンダー間で異なる、ということを示すための言葉である。



現在、存在する社会的、法的不平等を正すために差異に合わせた、積極的処遇を伴う法制度の確立が必要

第二部 中性化された母親

●第4章 中性化された母親

(序章)

- ♣「中性化された母親」とは、ジェンダー平等を追及する流れの中で、法の文脈において本来の母親らしい側面が考慮されず、崩壊し、「父親」とまじりあって、のっぺらぼうの「親」になっていることを指す。
- ♣ジェンダー平等の流れにおいては、結果的に母子に有害で現実にそぐわない懲罰的な対応となっている。特にそれが顕著なのが、①離婚訴訟において親権争いに直面する母親②父親と結婚していない母親たち。

(I 象徴としての「母親」)

- ・私たちには誰しも「母親」がいる。その存在は自身の家族的、性的、社会的状況を理解するにあたって重要な存在だ。
- ・しかしその大きな存在であるが故に、母親としての行為を固定・束縛したり、イデオロギー的に解釈するのはとても難しい。
- ・「母親」は正と負両方のイメージを持っている。特に負のイメージに関しては「母親」は子供に依存され束縛される一方、自らも夫に依存している点が挙げられる。
⇒個人の解放と自己決定が成熟の証である現代において、このような「母親」の価値は失墜する。

(II 法における「母親」の構築)

- ・「母親」を自由にするために、母親業の実践に関係する伝統的な規則が変更を受けた文脈が2つある。
①離婚時の親権を決定する規則において
②結婚制度の枠外で、母親という地位を得た女性について

(Ⅱ：1 母親の法)

♣ 「母親」の中性化もしくは脱ジェンダー化を巡る議論を、家族法の変遷から理解するのがこの章の目的。

初期の法 離婚時の母性

- ・ 19世紀初頭のアメリカでは、婚姻関係のもとでは「母親」は法的に劣等の親と明示されていた。そのため、離婚に際して子供の親権を求める係争者として認められるのには苦勞した。
- ・ 19世紀後半になると、親権の裁判では、親権が父親に自動的に与えられることに替わって、「子どもの最善の利益」という基準が実質的な原則として採用されるようになった。そのため「母親」によって引き続き養育されるべきと判断されるケースも増えた。
- ・ しかし、「母親」に親権が認められるようになったとはいえ、女性と男性の立場が平等になったわけではなく、社会制度男性優位の社会構造は何も変わらず、あくまで「母親」は未来の市民を育てる、社会的に意義のある生産活動をしているという考えが基本だった。
- ・ 20世紀後半になると、雇用機会の均等による女性の経済力向上や育児支援・公的扶助により、多くの女性が男性に依存しなくても母親をやっていることが明らかになった。そのため、長く子どもを育てたのは母親だからといって母親に親権を与える（「養育期間」原則の優先）ことは廃止せよ、という父親側の要求が出るまでになった。
- ・ 近年の家族法改正の方向性は、あまりに強くなった母親の力を抑えるため、「共同親権」に代表されるように、父親への台頭な権利賦与・子育ての分担という理念を中心にして親権規則が改正されている。

母親の集落 離婚時の変化

- ・ 1970年代初頭に離婚件数が増加するにつれて、子どもの親権帰属を決定する訴訟も増加した。離婚時に適用される「養育期間」原則の優先という母親の権利に対抗するため、父親団体は「父親の権利運動」を起し始める。
- ・ 今ではほとんどの州法が、両親は「対等」と定め、親権の裁判でジェンダーの考慮を禁じている。

(Ⅱ：2 母親の法)

初期の法 未婚の母親

- ・ 婚外子に関するアメリカの法は、歴史をたどるとイギリスの慣習法に行き着く。
- ・ 初期の慣習法には両親に処遇の意外はなかった。一方、子どもは社会的経済的に著しい不利益に見舞われた。未婚カップルの間に生まれた子は、誰の子でもないというレッテルを貼られ、当然遺産相続を受ける権利も保証されなかった。
- ・ 親権に関しては、初期のイギリス法は、教会で結婚してない夫婦に生まれた子どもについて、父親母親いずれにも監護の「権利」を与えなかった。（実際には母親が養育にあたっていたが…。）
- ・ 植民地時代は、法改正によって父親に非嫡出子の養育費負担が求められるようになり、それに伴い未確定だった親権も父親に移行したことを示す資料がある。

- ・しかし、未婚の母親もすぐに親権の認定を求め始め、19世紀の終わりまでにはほとんどの州で婚外子は母親の家族の一員と見なされ、その家族内での遺産相続権も嫡出子と同様に手に入れた。
→重大な進歩。新しい家族の形態だから。
- ・母と子の間で生物学的基盤による直接的法的関係が確立するのと対照的に、父親の親権は次第に二次的と見なされるようになった。父親が子供に対して持つ権利は、子どもの母親との婚姻による結びつきから生じ、それこそが根拠だったのであるから、この図式のもとで未婚の父親には勝ち目がなかったのだ。

母性の凋落 未婚の母親

- ・未婚の母親固有の親権上の地位は発展したが、父親側も黙ってはいなかった。
- ・イリノイ州では、未婚の父親は法律上の「親」ではなく、子どもに対する権利も持っていなかった。しかし、1972年に開廷されたスタンレー対イリノイ裁判では、未婚の父親が親権を持つのは不適切だとする州の前提を退け、子どもと暮らしてきた未婚の父親は、母親の死後子どもが取り上げられる前に審理を受ける権利がある、という決定を下した。
- ・それ以降、自然な家族的経験が婚姻関係にある家族のような振る舞いや機能が重視されるようになった。
- ・血のつながり「プラス」育児への参加があれば、親権を認めるべきだという風潮になった。

(III 結論)

♣ ジェンダー中立性を突き詰めていくことは、「母性」というジェンダー化された概念にもとづく女性の優先権を、法制度が一切捨てなければならないということを意味していた。

- ・子育てにおける「母親」の役割の特殊性を、法が認識も対処もしようとしないのは「母親」の物質的、心理的状況への配慮を欠いた、流行のジェンダー中立性への固執に対応している。
- ・イデオロギーにもとづいたこのような政策変更によって打撃を受けるのは、いうまでもなく、もっとも恵まれない、弱い立場にある母親である。

♣ 法の文脈において消えてしまった「母親」がこれからも「異なった存在」として経験されていくのなら、たとえ公式にはジェンダー中立的な家族法制度のもとでも「母親」に対する「特別」な措置が要請され実施されねばならないだろう。

●第5章 逸脱した母親

♣ シングルマザーは伝統から逸脱した存在である。なぜなら伝統的な異性愛カップルの家族の枠外で独身で無難に暮らしている彼女たちは、家父長制イデオロギーの基本的な諸要素を揺るがしかねないから。

- ・婚姻上の地位こそ決定的である風潮の中では、シングルマザーは社会の疫病であるとみなされてきた。

(I 貧困言説における逸脱的母性の構築)

- ・「シングルマザーの多くは貧困に苦しんでいる。」「貧困だからシングルマザーになる。」といったように、シングルマザーの特徴と原因が混同されているため、どのような貧困対策であろうと、父子関係確定手続を通じてシングルマザーという地位と実践を根絶せよ、という同一の目標が掲げられてしまう。

(I 大衆的言説)

- ・大衆が貧困と聞いて思い浮かべるシングルマザーは、アフリカ系アメリカ人のシングルマザーになりつつある。
- ・「都市部のアンダークラスにおいて、女性世帯主と福祉依存の関連は明白である。」「仕事をせずに、ひも、麻薬の売人として系統的に退廃した地域内で過ごすことは、子どもにとっても害悪だ。」という意見を述べる者がいる。文脈から考えるに、彼らはシングルマザーは自らの落ち度のためにシングルマザーとなっており、「仕事」には母親業が含まれていないと考えていると筆者は主張する。

(II 政治的言説)

- ・1988年に「家族支援法(FSA)」という法律がつけられた。この法律の目的は、貧困を勤労倫理の欠如であると見なし、新しい勤労福祉制度を福祉受給者に押し付けることであった。

①シングルマザーに勤労を義務づける。

②父親からの養育費支払いの仕組みを確立し、子どもの養育にかかる一時財源を公から私領域へと移転すること。

- ・特に②からは、父親こそが子どもの貧困、およびそれらを超えた諸問題の解決に本質的だとされていることが分かる。やはり家父長制にすぎないということが顕著になっている。
- ・この施策を実行すれば、生活保護から仕事への動きを促進すると考えられたが、働いても生活保護なしでは子育てと医療費等の出費はやりくり出来ないと主張する者もいた。
- ・いわゆる「福祉の罨」は、福祉が彼女らを病理的な依存状態にさせることではなく、本当の罨は福祉の支給額がよいとは言えないが、低賃金の比ではないことにある。
- ・シングルマザーに関する2つの誤解

① シングルマザーが増えた原因は(黒人)ティーンエンジャーに性行為が大流行しているという誤解。
→十代の出産は減少傾向にある。

② 婚外出産は現代に特有の新しい現象で、道徳観の低下に関係しているという誤解。
→18世紀後半では、約40%が独身女性から生まれた。

・シングルマザーのパターン

①未亡人→手厚い社会保障が待っている。「良い母親、かわいそうな母親」

②離婚→生活保護の対象になる。「良い母親…?」

③婚前交渉や婚外妊娠→個人的な選択と責任の結果であるのだから、自助努力が必要。「悪い母親」

- ・このような分類だと、結婚はしたくないが子どもは欲しい人に対しても冷酷な処遇が待っている。

(II 離婚文脈における逸脱的母性の構築)

- ・離婚した母親に対しても世間の風当たりは強く、「危険な母親」として見なす傾向にある。
- ・「危険な母親」を制限するための手段は、共同親権と親業の分担である。→結局は父性の復権。
- ・父親「養育費不払いの正当化」 V S 母親「父親は子供に性的虐待をしている」

(III 虐待する母親)

- ・今までの説明から分かるように、シングルマザーは、たんに家父長制社会に対する脅威としてのみならず、子ども個人に対する害悪として広く受け止められている。すなわち、シングルマザーは子どもに虐待的と仮定されているのである。
- ・「非嫡出子」の死亡率の高さが、母親の年齢、人種、教育、あるいは収入ではなく「非嫡出子出産を招き、子どもへの配慮のなさにもつながった不注意さ」に関連があるという信じがたい意見も。
- ・子どもの虐待の「予兆」として挙げられる要素が、母親の婚姻上の地位とされている。
→それを実際に示すデータは存在しない。

(IV 結論)

♣今もなお社会は、男性が一人加わることによる「家族」の完成を望んでいる。

第三部 性的家族

「性的家族」・・・正式に認められた異性愛による夫婦の絆を核とした単位。核家族。

＝法が正統だと認める家族像であり、正常であるというイメージが構築される。

⇒故に、性的家族以外の家族の形は逸脱であると決めつけられることになる。

Ex. シングルマザーの家庭

●第6章 性的家族

①親密性の編成

婚姻は核家族の基本的な関係であるばかりでなく、社会そのものの基本をなす、本質的なものとして構築されている。

「婚姻は、そもそも本質からして神聖なる義務であり…市民契約であって、通常は法によって規制される。婚姻に基づいて、社会は建設されると言えよう。その果実から社会的な関係と義務と責任が生まれる。それらについて、政府はすべからず関与することが求められる。」

ウェイト判事(元最高裁判所首席裁判官)

⇒婚姻は「神聖な」制度であり、正統な親密性の原型である。また、婚姻こそが伝統的に唯一の合法的な性関係であるとされてきた。

・子どもの権利擁護派のレトリック

子どもの問題は、子どもが「逸脱した」家族に「囚われている」、あるいは「病的」な状況によって「欠損した」家族の「人質」や「犠牲者」となるところから生み出される。

↓

子どもに向けられていた目が、一度同居する大人の方に転じられると、問題は性的な絆を作り損なった、あるいは維持することに失敗した大人にあるとされる。

<筆者の主張>

性的に結びついた家族は、強制された理想として押しつけられ、継続的な考察の対象とはならず、批判の目をも逃れる。=核家族は「自然」である、と既に想定されている。

②聖なる、「自然な」性的家族

・聖と俗の融合

今日の政治的学問的な議論における、家族の想定(「自然な」家族像)

…一人の男と一人の女の間での正式とされる性的な絆に基づくもの。

(この関係は後に親になることで強化される)

↓

世俗的な概念として家族は本質的であり、必然的であるが故に、聖なるものである。また、経済面に効率的であり、個人の適切な心理的発達のためにも必要とみなされている。

☆この「自然な」家族像(核家族)は、あらゆる学問分野の学説中に浸透しており、たいてい特権的な制度として表現される。

Ex. 人類学における例(レヴィ=ストロース)

「男女を社会的、経済的な基礎の上で互いに依存させる装置」として婚姻を捉え、故に「婚姻生活は独身生活より明らかに勝る」とした。

…男性と女性は互いに相補的であり、その関係は差異化された特質故に本質的に共生的である。それぞれの役割を持った男女が一緒になることで、初めて完全になる。

↓より現代風にすると

Ex. 経済学における例(ゲーリー・ベッカー)

市場における不平等と社会的な規則が、子育てと家事の大半を女性に負わせるために、女性は家族と親密性の重荷を引き受ける。家庭外での女性の労働の賃金格差によって、家庭内における不平等な労働の割り当ての継続と、厳格なジェンダー役割の維持が正当化されるに至る。

※スーザン・M・オーキンは、「父母双方によって育てられた子どもたちだけが、心理的、道徳的能力を十全に発達させることができる」として、性的家族を支持している。

<筆者の主張>

核家族の必然性に関するこれらの似通った仮説は、親密性に対する見方が、変化を容易に受けつけ難くなっていることを物語っている。「自然な」家族観は、政治や法律と並行しており、何が適切なのかを判定し、議論を方向づける。

⇒こうした中でも、社会における非伝統的家族はますます顕在化し、欠陥ある、不自然な、または道に外れたとみなされた家族を「矯正」したり、「補償」したりするための方策が生まれてきた。

・「自然な」家族に対する法的な挑戦

核家族が「神聖である」と言われても、完全に汚れなき形であると論ずるのは難しい。

→実際、核家族の効果をめぐって、多くの論争や社会的訴えが起こってきた。

☆ここでは、家族は社会的な制度であるという点をはっきりと自覚することが大切。

…家族は、法制度よりはるかに重要で強い強制力を持ちうる信念や知の体系と呼べるものによって、社会的内容と定義を与えられている。故に、再定義は難しく、その社会的な力は強大である。(既成の規範の枠外で生きることを選択したとしても、その規範から完全に自由になることはできない)

③「依存」をめぐる言説の未成熟

・必然的な依存と二次的な依存

「自然な」家族の理想形…必然的な依存の責任を引き受ける単位であり、「公的な」国家と「私的な」家族という関係(社会制度)を成立させる。

→このような概念は、「自然な」家族に割り当てられた社会的責務が、性関係に基づいた家族内の役割分化を不可避に前提とすることになる。(ケアの重荷やコストは、家族内に割り当てられざるをえない)

⇒換言すると、家族を社会制度として捉える見方が、ジェンダー化した役割分担の継続を促進し、平等主義的理想をくじいてしまう。

※依存が「必然的」とは？

…加齢、病気、障害がある場合にもたらされる地位と状況から生ずるため。この意味で、依存は常に私たちと共にある。

そして、ケアの担い手自身もまた、依存する存在である。=二次的な依存

☆伝統的な家族＝「自然な」家族

ケアの受け手(子ども、高齢者等)

↓依存 ↑ケアの責任

女性(社会的文化的に割り振られたケアの担い手の典型)

↓依存 ↑供給

生活費を稼ぐ夫、二次的依存の担い手

⇒イデオロギーにも政治的にも、非常に重要で広く共有される価値を持つ。

結果、必然的であるはずの「依存」は隠蔽され、奉仕役という典型的な役割は、女性にとって抑圧的な遺産の一つとなった。

<筆者の主張>

特定の構造(核家族)を前提として、家族に必然的な依存が割り当てられているという事実に何より注目すべきであるし、現代社会がおかれた現実の下では、こうした家族の歴史的モデルは、もはや妥当性を持たない。

・家族の失敗

過去何十年もの間、様々な「平等」が求められたが、配偶者間の「平等」は最も期待されたものの一つであった。

→しかし、「依存」の負担をめぐるジェンダー間の不平等な期待や配分には、未だ変化は見られない。

↓

伝統的な家族にケアの管理が割り当てられている(そして、依存の管理やその隠蔽に失敗する)ことが、子どもの貧困や離婚の問題に大きく影響を及ぼしているのではないか?

⇒私的で「自然な」家族のケア能力の欠如。もはや、伝統的家族のイデオロギーに囚われたままでは、現実には発生している多くの問題に対処できない。

＝核家族の失敗

※ケアの担い手が居ないという場合の解決策として、「ケアの分担」が考えられるが、筆者の経験上、また、統計上も「ケアの分担」は生じなかった。

女性がケアや家事の負担を引き受ける。これは共働き世帯でも変わらないし、女性の低賃金という市場での不平等から、ケアの必要性が生じた場合に女性が「選ばれる」ことは分かりきっているのである。

●第7章 プライバシーの限界

①介入をめぐる言説

「自然な」家族は、国家の介入と管理を免れる権利を有する。

= シングルマザー家族は、「自然な」家族ではないので、国家の介入と管理を免れる権利を有しない。

介入をめぐる議論1:果たしてプライバシーの原理は家族に多くの保護を与えてくれる(与えてくれた)のだろうか?

Ex. 公務員の家族への関与が、有害な結果をもたらすとも限らないし、害を防ぐのに介入が必要な時もある。

介入をめぐる議論2: プライバシーの概念を考えに入れなくとも、介入はすでに規範であるのでは?

Ex. いかなる形であれ、国家が家族を認識の対象とする限り、常に家族に介入していると言える。(何も行動しなくとも、それは介入であり、国家は決して中立たりえない)

②プライバシーとシングルマザー

なぜシングルマザーがプライバシーの保護から除外されるのか?

Ex. 福祉手当を受ける代わりに条件としての、プライバシーの放棄

父子関係確定手続きへの協力を拒む権利が保障されない

⇒憲法上のプライバシー概念が家族に対してではなく、個人に属する「権利」として理解されているため。それに加えて、慣習法上のプライバシー概念が、「家族」保護の概念を含んではいるものの性的家族のイデオロギー的構築による制約(例えば、父親が居ない=家族に穴ができています。その穴は国家が埋めるべき、という思い込み)を受けているため。

・単にシングルマザーである(過去に離婚を経験している)という理由だけで、重要な文化的、社会的規範に適合しないとみなされてしまう。

→ 「公的」家族の領域に置かれる(⇔私的家族: 国家の監督や支配を受けない)

…生活の多くの面を公的手段に依存せざるを得ないので、何らかの形で国家の監督下に置かれても当然のように扱われる。

※「私的」家族も実際には、政府や他の機関の様々なプログラムによる膨大な支援を受けているにも関わらず、「公的」とはみなされない理由は何か?

↓

その基本となる形態と機能が、社会的規範に一致しているからに過ぎない。

・シングルマザー家族も「自然な」家族として認めるには、イデオロギー並びに制度の水準で、根本的な変革が求められる。(法律・社会のわずかな修正だけでは足りない)

…両親が揃った核家族モデルがパラダイムとなっているイデオロギー・システムにおいては、我々の頭にすぐ浮かぶようなシングルマザー家族の類似例は存在しない。伝統的な規範からは、あまりに逸脱しているのである。

<結論～社会変動における法の役割～>

・法はイデオロギー的言説として社会の道徳を「構築」するというよりは、むしろそれらを「反映」する役割を担う。また、統一的な規範システムとして社会規範を人々に押しつけ、これを永続させる際に不可欠な役割を果たしうる。

・法は社会変動の原動力になりうる場合もあるが、もし改革がより一般的に支持される規範を考慮に入れ損なうのならば、変革のための効果的な手段にはならない。

＝広く共有された基本的な前提を変革するために利用するには、限界のある道具

↓

憲法上の法理の中で発展してきたプライバシー概念は、個人の権利を中心としすぎている。そして、「家族のプライバシー」という慣習法上の概念の基礎にある核家族の伝統的な概念は、私たちの集団的な文化に深く根をおろしている。

⇒シングルマザー家族のプライバシー保護を実現するには時間を要するだろう。

第四部

8章：父親の権利と責任

9章：著者の主張

①特権的な家族法とともに、婚姻制度を廃止すること

②「育てること」を性関係にかえて、家族関係の核とし、自然本来の実体として「私的」家族の保護を受け、単位として政策の中心になるべき

●第8章：父親の権利と責任

1. 父親の権利についての3つの言説

(1)

家父長制的家族のなかで男性たちが歴史的に占有してきた役割が、ジェンダー等の見直しによって、危機にさらされている（父親の権利の消失）とし、核家族の枠外で生きる女性に対する監督や懲罰を主張する。

主張例)・判決でこどもに支払われる養育費を監視すべき

・父親の子どもへの接近に介入する母親は、父親の訴えがあれば罰金や拘禁の対象にするべき

・公的扶助を受給する女性は公的財源を無責任に浪費している

前提：女性が他人（父親、社会全体）の権利を押しつけて自分の権利を獲得しているという考え方

「自分たち本来の権威を取り戻したい」

「母親の権力は愛情に根ざし、父親の権力は威厳にある。」

(2)

経済的正義の必要性から、権利を主張する。

父親が伝統的な責任を担うために、経済的にも社会的にもエンパワーメントされなければならないとする。

(3) (著者の考え)

父性の再定義の必要性を説く。改革の対象は、これまで重荷を背負ってきた母親ではなく、私たちの文化における父の定義の不適切さに向けられている。

父親による支配ではなく、自己定義の責任も含む、父としての責任の負い方を見つめるべき。

2. 隠された言説

伝統的な男らしさの観念が、父性と同一視される傾向がある。

父親の態度が文化における男としての規定を受けすぎている。

(暴力的、競争的、対立的、個人主義的)

※父親に子どもへの接見を許す意味・目的はなにか？父性が目指すものはなにか？

→親子関係をうちたてるのに、生物学的絆だけで充分とすべきでない！

婚姻とは、女性と法的関係を結ぶことと理解されるのが適切であり、彼女の子どもの対する権利の根拠にはならない。

既婚未婚に関わらず、育児やケアを担っているという間柄を、すべての父親の要件とするべき。

父親の責任

×父親の責任＝経済的な貢献

(争点：養育費の支払いが滞っていないか>子どもと接しているか、関わっているか)

↓

経済的貢献を果たさない父親の問題→母親の責任追及、懲罰的政策にすり替わる傾向もある

“母親が父親から子どもを奪い取る” “父親の不在こそが問題” という考え

3. 父親と母親の違い (父親の差別化)

女性：妊娠の可能性があり、結果として母親という社会的役割を引き受けなければならぬ

→女性には避妊手段を求める自然な動機がある

男性：動機なし

この時、検討される立法措置＝【男性の避妊に対する奨励策】
＝経済的帰結を生じさせることで人為的な動機付けをしようとする
しかし、結果的に負担を背負うのは女性である。

4. 「責任ある」再生産者

男性は、①責任ある再生産者と初めから断定できるもの、②そうでないものの2つに分けられる
婚姻制度＝①責任ある再生産者と初めから断定できるものに見かけ上の責任を用意するしくみ
再生産に関して既婚男性が受ける奨励策は、生物学的ではなく社会的因果関係から強制されたものである。

既婚男性は子どもの養育に法的責任があるとされ、これは離婚となっても婚姻関係とは無関係に継続される義務である。

よって、政策的観点からは、既婚男性は、避妊に関する奨励策をことさら必要としない「責任ある」再生産者と見なすことができる。

結婚制度には、既婚男性自身および子どもとの関係について、法律に明文化された期待と義務が付随しているともいえる。

*夫婦間での妊娠の通知をめぐる中絶に関する判決

「再生産に関する決定を、女性が不当に独占している」という主張
→最高裁：夫婦間の通知義務は認められない

5. 「無責任な」再生産者

父子関係確定手続き

無責任な再生産を行い、またその常習犯となるおそれがある未婚男性の行動を取り締まるという目的。
理論上は、未婚男性にも既婚男性と同じような責任を持たせるための奨励策である。

(父親を、母親とその子に対し法的に結び付ける
→子どもが経済的、倫理的、および法的に父親と固く結ばれる)

実際の問題

- ・つながりの設計には、母親の意向も父親の意向も無関係であること
(結婚している夫婦の関係は合意に基づくのに対して)
- ・対策や改革が男性のみに講じられたとしても、それは女性に否定的な影響を与えずにはおかない
(プライバシーが奪われる、望んでもいない父親との結びつきがつけられる結果、暴力と虐待を受ける恐怖にさらされる等)
- ・社会的な悪影響

女性が産むにしても育てるにしても、その意思決定を困難にしている経済状況の劣悪さを覆い隠してしまう。結果、彼女らの必要を満たすかわりに、彼女らに罰を与えるか、核家族という体裁を整えるよう強制することになる。

6. 「母親」と「子ども」の分離の進行

背景

- ・政策論議が男女の性関係を対象としたため、子どもたちにまともな社会的配慮が注がれなかった
- ・家族が個人主義化した

現象

- ①男性と「母親」が、「子ども」をめぐる対立する
- ②生殖技術の発達による「母親」と「子ども」の概念上の分離化（母親の周縁化）
→再生産が公的管理の対象になる可能性がある
社会的に対立し合う多くのグループがそれぞれの価値観にしたがって主張し合う中で、犠牲を強いられるのは、女性、子ども、貧者といった弱者である。

●第9章：著者の主張

1. 法的カテゴリーとしての婚姻の廃止

それにともない、性関係にもとづくいかなる法的特権をも廃止すべきである。

→性関係にある男女の相互行為は、他の社会関係と同じ規則によって統括されることになる。（不法行為や刑法に関する法律）

利点（効果）

- ① 婚姻という制度を支えることで生じる国家の利害関係がなくなる
成人同士の「合意による」あらゆる性関係は、法的に規制されることはない。
(子どもの性的虐待や、強姦は、刑法やその他の法律で守られる)
- ② その他
 - ・強姦の告発に対して、結婚を盾にした正当化が出来なくなる
 - ・親が結婚しているかどうかで、その子どもの差別をする根拠がなくなる
 - ・配偶者に対する扶養義務がない（「夫婦財産」という考え方がない）

筆者の考え

制度としての性的家族が存在する限り、それは特権的な地位を占め続けるだろうし、理想のモデルとして他の親密な関係を逸脱と決めつけることになるだろう。

→婚姻というカテゴリーそのものを廃止することで、すべての性的関係は互いに平等なものになり、またあらゆる関係を性的な関係と同等に扱える。

2. 「母子」対に体现されるケアの担い手と依存者からなる養育家族単位に対して保護を講ずる

目的=生きる上で避けられない依存を私的家族の内部に封じ込めないこと

(婚姻が法的な意味を持つ現在、伝統的な家族は国家の助成や援助を受けるため、依存の存在が人目につかない)

→非伝統的な家族形態のまわりにも境界を引くことによって、家族のプライバシーの概念を維持する

→ケアを与える家族を保護された空間とし、国家から特別に優遇される処遇を受ける権利を持つ

現在の問題：ケアは女性の仕事…男性の存在（家父長制的）が前提となっている

→服従を強いられない母親業を実現するには、国家が踏みこまない空間、保護されるとともに監督を受けない空間を確保する社会的展望が必要

3. 「母親」とメタファー

「子ども」は「母親」の一部であるから、母親は現在は私的家族の中では隠蔽されている二次的な依存の理念を体現する。

母親とは、私事化された依存を可視化なものとして示す力をもったメタファーである。

※著者は、あらゆる形態におけるケアの与え手と依存者との間の相互関係を論じているが、意図的に、「母子」という言葉を使い、「ケアの担い手」、「依存者」というジェンダー中立的な用語で置き換えないようにしている。

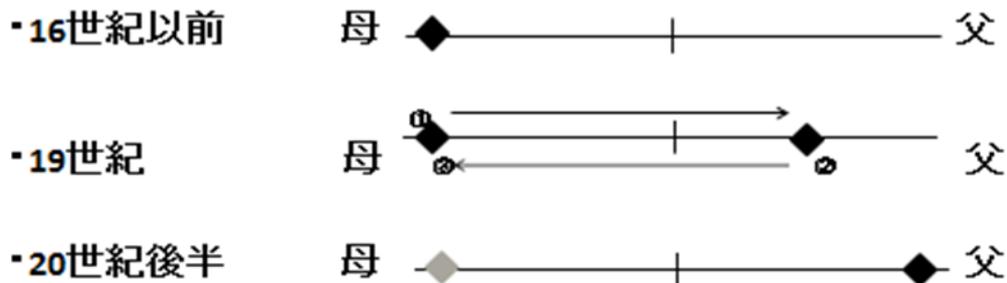
ただし

① 男性は母親役割をやれるし、するべきである

もし男性が子どもに近づく法的権利を得たいのなら、母親業（ケア）を直接実践しなければならない。

② 「母子関係」の「子」とは、必然的な依存のあらゆる形態を代表した象徴的な存在である

母親の法:未婚編

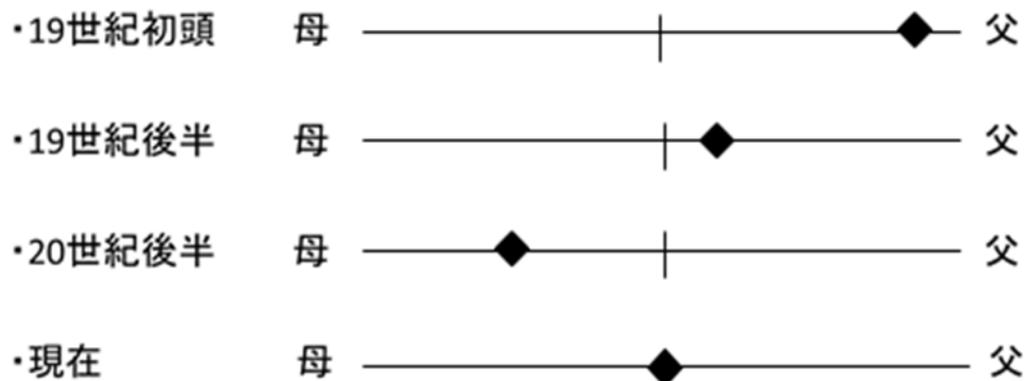


スタンレー対イリノイ裁判
 子どもと暮らしてきた未婚の父親は、母親の死後、
 子どもが養子に出される前に審理を受ける権利がある。

第四章 = 母親優先権への攻撃の変遷

(前提 → 家父長制は絶対的！)

母親の法:離婚編



第五章

